

令和 7 年度 第 1 回

稲沢市国民健康保険運営協議会資料

市民福祉部国保年金課

資料目次

1	国民健康保険税の課税限度額の改正について	1 頁
2	国民健康保険税における軽減判定基準の見直しについて	4 頁
3	令和 6 年度国民健康保険の事業状況について	
(1)	令和 6 年度国民健康保険特別会計収支計算書	7 頁
(2)	医療費等の動向	9 頁
(3)	令和 6 年度国民健康保険税の収納状況	10 頁

1 国民健康保険税の課税限度額の改正について

(1) 課税限度額とは

国民健康保険税は医療給付費分（医療費などにあてられる財源）、後期高齢者支援金等分（75歳以上の方の医療費などにあてられる財源）、介護納付金分（介護サービス費などにあてられる財源）の3つの区分によって算定した税額の合算額となります。

この区分ごとに課税限度額が定められており、算定した税額が課税限度額を超える場合は、この課税限度額を税額とすることになっています。

(2) 根拠法令

地方税法施行令（第56条の88の2）において国の法定限度額が規定されており、その範囲内で、各市町村が条例により課税限度額を定めることになっています。

(3) 課税限度額の改正案について

ア 改正理由

被保険者間の保険税負担の公平の確保と中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令において法定限度額が改正されたことに基づき、課税限度額を改正するもの。

イ 改正内容

医療給付費分の賦課限度額を66万円（現行65万円）に引き上げる。

後期高齢者支援金等分の課税限度額を26万円（現行24万円）に引き上げる。

区 分	現行	改正後	比較
医療給付費分	65万円	66万円	+1万円
後期高齢者支援金等分	24万円	26万円	+2万円
介護納付金分	17万円	17万円	—
（合 計）	106万円	109万円	+3万円

(4) 改正による影響について

ア 限度超過世帯数及び限度超過額の比較

区 分	現行	改正後	(上段) 影響世帯数 (下段) 税増加額
	(上段) 限度超過世帯数 (下段) 限度超過額		
医療給付費分	229 世帯 165,506,579 円	221 世帯 163,334,434 円	229 世帯 2,172,145 円
後期高齢者支援金等分	216 世帯 58,936,314 円	181 世帯 55,132,799 円	216 世帯 3,803,515 円
介護納付金分	156 世帯 27,204,075 円	156 世帯 27,204,075 円	— —
全体	251,646,968 円	245,671,308 円	5,975,660 円

※「現行」はR6年度（本算定時）のデータに被保険者数や世帯数の減少を考慮して再計算した推計値

※「改正後」は「現行」の推計値に賦課限度額を置き換えて算出したもの

イ 限度超過世帯の比較（年税額）

【現行】

被保険者数 所得	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子 1 人	世帯主 妻、子 2 人	世帯主 妻、子 3 人
7,000,000 円	845,100 円	883,500 円	901,000 円	918,400 円	935,900 円
8,000,000 円	942,600 円	977,500 円	995,000 円	1,012,400 円	1,029,900 円
9,000,000 円	1,036,600 円	1,059,600 円	1,060,000 円	1,060,000 円	1,060,000 円
10,000,000 円	1,060,000 円	1,060,000 円	1,060,000 円	1,060,000 円	1,060,000 円
11,000,000 円	1,060,000 円	1,060,000 円	1,060,000 円	1,060,000 円	1,060,000 円

【改正後】

被保険者数 所得	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	世帯主	世帯主 妻	世帯主 妻、子 1 人	世帯主 妻、子 2 人	世帯主 妻、子 3 人
7,000,000 円	845,100 円	883,500 円	901,000 円	918,400 円	935,900 円
8,000,000 円	942,600 円	977,500 円	995,000 円	1,012,400 円	1,029,900 円
9,000,000 円	1,036,600 円	1,069,600 円	1,074,200 円	1,078,700 円	1,083,300 円
10,000,000 円	1,085,500 円	1,090,000 円	1,090,000 円	1,090,000 円	1,090,000 円
11,000,000 円	1,090,000 円	1,090,000 円	1,090,000 円	1,090,000 円	1,090,000 円

※条件：①所得は、世帯主の給与のみ

②世帯主と妻が 40 歳以上 65 歳未満（介護納付金分あり）

③子どもは全て未就学児（均等割軽減対象）

これまでの税率税額の改正経過

< 国保税（医療給付費分）改定状況 >

年 度	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	法定限度額
28 年度	5.90%	—	26,000 円	21,200 円	54 万円	54 万円
29 年度	5.90%	—	26,000 円	21,200 円	54 万円	54 万円
30 年度	6.20%	—	24,600 円	18,000 円	58 万円	58 万円
31 年度	6.20%	—	24,600 円	18,000 円	61 万円	61 万円
2 年度	6.20%	—	24,600 円	18,000 円	63 万円	63 万円
3 年度	6.20%	—	24,600 円	18,000 円	63 万円	63 万円
4 年度	6.50%	—	24,800 円	18,200 円	65 万円	65 万円
5 年度	6.50%	—	24,800 円	18,200 円	65 万円	65 万円
6 年度	6.50%	—	24,800 円	18,200 円	65 万円	65 万円
7 年度	6.9%	—	25,800 円	19,000 円	※ 66 万円	66 万円

※改正案

< 国保税（後期高齢者支援金等分）改定状況 >

年 度	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	法定限度額
28 年度	1.80%	—	7,500 円	6,400 円	19 万円	19 万円
29 年度	1.80%	—	7,500 円	6,400 円	19 万円	19 万円
30 年度	2.20%	—	8,400 円	6,600 円	19 万円	19 万円
31 年度	2.20%	—	8,400 円	6,600 円	19 万円	19 万円
2 年度	2.20%	—	8,400 円	6,600 円	19 万円	19 万円
3 年度	2.20%	—	8,400 円	6,600 円	19 万円	19 万円
4 年度	2.40%	—	8,600 円	6,800 円	20 万円	20 万円
5 年度	2.40%	—	8,600 円	6,800 円	22 万円	22 万円
6 年度	2.40%	—	8,600 円	6,800 円	24 万円	24 万円
7 年度	2.50%	—	9,100 円	7,200 円	※ 26 万円	26 万円

※改正案

< 国保税（介護納付金分）改定状況 >

年 度	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額	法定限度額
28 年度	1.50%	—	8,500 円	4,800 円	16 万円	16 万円
29 年度	1.50%	—	8,500 円	4,800 円	16 万円	16 万円
30 年度	1.90%	—	9,600 円	4,800 円	16 万円	16 万円
31 年度	1.90%	—	9,600 円	4,800 円	16 万円	16 万円
2 年度	1.90%	—	9,600 円	4,800 円	17 万円	17 万円
3 年度	1.90%	—	9,600 円	4,800 円	17 万円	17 万円
4 年度	2.20%	—	9,800 円	5,200 円	17 万円	17 万円
5 年度	2.20%	—	9,800 円	5,200 円	17 万円	17 万円
6 年度	2.20%	—	9,800 円	5,200 円	17 万円	17 万円
7 年度	2.30%	—	10,000 円	5,400 円	17 万円	17 万円

2 国民健康保険税における軽減判定基準の見直しについて

(1) 国民健康保険税の軽減制度について

同一世帯の世帯主と国保加入者等の所得金額等を合計した所得が一定金額以下の場合は、国保税（均等割額及び平等割額）が軽減されます。

（均等割額・・・1人当たりの税額、平等割額・・・1世帯当たりの税額）

(2) 根拠法令

地方税法施行令（第56条の89）において軽減の基準が規定されており、法定軽減として、国の基準どおりに各市町村が条例で定めることになっています。

(3) 軽減判定基準の改正案について

ア 改正理由

低所得層の保険税負担の軽減を図るため、地方税法施行令において軽減判定基準が改正されたことに基づき、国の基準どおりに軽減の基準を改正するもの。

イ 改正内容

軽減割合		軽減判定基準額
7割軽減	改正前	基礎控除額（43万円） ＋（給与所得者等の数－1）×10万円
	改正後	同上
5割軽減	改正前	基礎控除額（43万円） ＋ <u>29.5万円</u> ×被保険者数 ＋（給与所得者等の数－1）×10万円
	改正後	基礎控除額（43万円） ＋ <u>30.5万円</u> ×被保険者数 ＋（給与所得者等の数－1）×10万円
2割軽減	改正前	基礎控除額（43万円） ＋ <u>54.5万円</u> ×被保険者数 ＋（給与所得者等の数－1）×10万円
	改正後	基礎控除額（43万円） ＋ <u>56万円</u> ×被保険者数 ＋（給与所得者等の数－1）×10万円

※ 被保険者数は、特定同一世帯所属者（旧国保被保険者）の人数を含める。

※ 給与所得者等

一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等に係る所得を有する者（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は125万円超（65歳以上））

ウ 適用

令和7年度分以後の国民健康保険税について適用

エ 軽減判定所得の比較

【現行】

(単位：円)

軽減割合	被保険者数	給与所得者等の数					
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
7 割	1 人	430,000	－	－	－	－	－
	2 人	430,000	530,000	－	－	－	－
	3 人	430,000	530,000	630,000	－	－	－
	4 人	430,000	530,000	630,000	730,000	－	－
	5 人	430,000	530,000	630,000	730,000	830,000	－
	6 人	430,000	530,000	630,000	730,000	830,000	930,000
5 割	1 人	725,000	－	－	－	－	－
	2 人	1,020,000	1,120,000	－	－	－	－
	3 人	1,315,000	1,415,000	1,515,000	－	－	－
	4 人	1,610,000	1,710,000	1,810,000	1,910,000	－	－
	5 人	1,905,000	2,005,000	2,105,000	2,205,000	2,305,000	－
	6 人	2,200,000	2,300,000	2,400,000	2,500,000	2,600,000	2,700,000
2 割	1 人	975,000	－	－	－	－	－
	2 人	1,520,000	1,620,000	－	－	－	－
	3 人	2,065,000	2,165,000	2,265,000	－	－	－
	4 人	2,610,000	2,710,000	2,810,000	2,910,000	－	－
	5 人	3,155,000	3,255,000	3,355,000	3,455,000	3,555,000	－
	6 人	3,700,000	3,800,000	3,900,000	4,000,000	4,100,000	4,200,000



【改正後】

(単位：円)

軽減割合	被保険者数	給与所得者等の数					
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
7 割	1 人	430,000	－	－	－	－	－
	2 人	430,000	530,000	－	－	－	－
	3 人	430,000	530,000	630,000	－	－	－
	4 人	430,000	530,000	630,000	730,000	－	－
	5 人	430,000	530,000	630,000	730,000	830,000	－
	6 人	430,000	530,000	630,000	730,000	830,000	930,000
5 割	1 人	735,000	－	－	－	－	－
	2 人	1,040,000	1,140,000	－	－	－	－
	3 人	1,345,000	1,445,000	1,545,000	－	－	－
	4 人	1,650,000	1,750,000	1,850,000	1,950,000	－	－
	5 人	1,955,000	2,055,000	2,155,000	2,255,000	2,355,000	－
	6 人	2,260,000	2,360,000	2,460,000	2,560,000	2,660,000	2,760,000
2 割	1 人	990,000	－	－	－	－	－
	2 人	1,550,000	1,650,000	－	－	－	－
	3 人	2,110,000	2,210,000	2,310,000	－	－	－
	4 人	2,670,000	2,770,000	2,870,000	2,970,000	－	－
	5 人	3,230,000	3,330,000	3,430,000	3,530,000	3,630,000	－
	6 人	3,790,000	3,890,000	3,990,000	4,090,000	4,190,000	4,290,000

※所得金額等の合計には、擬制世帯主（国保加入者でない世帯主）の所得が含まれる。

(4) 軽減判定基準の改正による影響について

軽減額の比較

軽減割合	現行	改正後	増減	備考
7 割	3,712 世帯 196,741,164 円	3,712 世帯 196,741,164 円	— —	改正なし
5 割	2,162 世帯 89,373,755 円	2,234 世帯 92,234,418 円	72 世帯 2,860,663 円	
2 割	1,770 世帯 30,435,333 円	1,794 世帯 30,858,105 円	24 世帯 422,772 円	
計	7,644 世帯 316,550,252 円	7,740 世帯 319,833,687 円	96 世帯 3,283,435 円	

※「現行」は R6 年度（本算定時）のデータに被保険者数や世帯数の減少を考慮して再計算した推計値

※「改正後」は「現行」の推計値に軽減判定所得を置き換えて算出したもの

< 保険基盤安定制度 >

保険税軽減（7 割・5 割・2 割）の対象となった被保険者の保険税のうち、軽減相当額を公費で財政支援する制度（県・・・4 分の 3、市・・・4 分の 1）

3 令和6年度国民健康保険の事業状況について

(1) 令和6年度国民健康保険特別会計収支計算書【歳入】

	令和5年度 決算額①	令和6年度		対前年度比 ③÷①	収入率 ③÷②	令和7年度 当初予算額	備考
		予算現額②	決算見込額③				
国民健康保険税	2,408,320,025円	2,265,296,000円	2,365,150,000円	98.2%	104.4%	2,383,697,000円	
使用料及び手数料	1,050円	1,000円	0円	0.0%	0.0%	1,000円	
国庫支出金	458,000円	11,579,000円	11,181,000円	2441.3%	96.6%	168,000円	
県支出金	8,368,862,415円	8,510,328,000円	8,264,075,000円	98.7%	97.1%	8,221,514,000円	
財産収入	93,385円	419,000円	393,000円	420.8%	93.8%	2,000円	
繰入金	1,222,827,659円	1,598,798,000円	1,591,997,413円	130.2%	99.6%	1,193,759,000円	
繰越金	204,064,172円	125,768,000円	130,392,000円	63.9%	103.7%	100,001,000円	
諸収入	49,090,404円	40,930,000円	40,848,000円	83.2%	99.8%	36,858,000円	
合 計	12,253,717,110円	12,553,119,000円	12,404,036,413円	101.2%	98.8%	11,936,000,000円	

繰入金の内訳

一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	339,072,420円	320,320,000円	320,320,000円	94.5%	100.0%	334,478,000円	
	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	205,793,444円	197,840,000円	197,839,824円	96.1%	100.0%	210,153,000円	
	職員給与費等繰入金	145,783,000円	147,772,000円	147,772,000円	101.4%	100.0%	159,647,000円	
	出産育児一時金繰入金	26,667,000円	20,000,000円	20,000,000円	75.0%	100.0%	18,334,000円	
	財政安定化支援事業繰入金	39,568,000円	39,661,000円	39,661,000円	100.2%	100.0%	36,730,000円	
	未就学児均等割保険税繰入金	4,967,623円	4,756,000円	4,755,780円	95.7%	100.0%	5,705,000円	
	産前産後保険税繰入金	192,372円	899,000円	898,401円	467.0%	99.9%	946,000円	
	福祉医療制度波及繰入金	150,313,000円	179,968,000円	179,967,808円	119.7%	100.0%	181,063,000円	
	国民健康保険税減免措置繰入金	8,720,200円	8,721,000円	8,721,000円	100.0%	100.0%	6,584,000円	
	保健事業費繰入金	87,404,000円	88,352,000円	88,352,000円	101.1%	100.0%	90,118,000円	
	基金積立繰入金	14,346,600円	263,710,000円	263,709,600円	1838.1%	100.0%	1,000円	
	基金繰入金	200,000,000円	326,799,000円	320,000,000円	160.0%	97.9%	150,000,000円	

【歳出】

	令和5年度 決算額①	令和6年度		対前年度比 ③÷①	執行率 ③÷②	令和7年度 当初予算額	備考
		予算現額②	決算見込額③				
総務費	144,411,932円	173,893,000円	168,200,000円	116.5%	96.7%	162,257,000円	
保険給付費	8,147,989,259円	8,332,053,367円	8,080,844,000円	99.2%	97.0%	8,101,976,000円	
国民健康保険事業費納付金	3,657,363,694円	3,594,615,000円	3,594,615,000円	98.3%	100.0%	3,515,946,000円	
保健事業費	114,869,279円	138,874,000円	108,762,000円	94.7%	78.3%	141,459,000円	
基金積立金	14,346,600円	263,710,000円	263,710,000円	1838.1%	100.0%	1,000円	
公債費	0円	1,000円	0円	－	0.0%	1,000円	
諸支出金	44,344,554円	49,511,000円	45,152,000円	101.8%	91.2%	13,360,000円	
予備費	－	461,633円	－	－	－	1,000,000円	
合 計	12,123,325,318円	12,553,119,000円	12,261,283,000円	101.1%	97.7%	11,936,000,000円	

歳入－歳出	130,391,792円	－	142,753,413円	109.5%	－	－	
単年度収支	△ 73,672,380円	－	12,361,621円	－	－	－	

(2) 医療費等の動向

項 目	令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度
	決算	決算	伸び率	決算見込	伸び率	当初予算
療養給付費	7,242,152,071円	6,991,746,612円	96.5%	6,920,414,853円	99.0%	6,947,234,000円
療養費	77,313,274円	76,017,840円	98.3%	74,034,126円	97.4%	70,921,000円
高額療養費	976,539,882円	1,026,776,306円	105.1%	1,041,388,103円	101.4%	1,021,252,000円
高額介護合算療養費	865,735円	882,779円	102.0%	1,113,367円	126.1%	1,140,000円
療養諸費 計	8,296,870,962円	8,095,423,537円	97.6%	8,036,950,449円	99.3%	8,040,547,000円
出産育児一時金	23,888,710円	22,858,376円	95.7%	15,529,110円	67.9%	27,500,000円
葬 祭 費	8,300,000円	8,050,000円	97.0%	7,700,000円	95.7%	9,000,000円
傷病手当金	1,645,443円	145,719円	8.9%	0円	0.0%	0円
合 計	8,330,705,115円	8,126,477,632円	97.5%	8,060,179,559円	99.2%	8,077,047,000円

年平均世帯数	一般	16,168世帯	15,396世帯	95.2%	14,841世帯	96.4%	14,330世帯
	退職	0世帯	0世帯	－	0世帯	－	0世帯
	計	16,168世帯	15,396世帯	95.2%	14,841世帯	96.4%	14,330世帯
年平均被保険者数	一般	25,127人	23,498人	93.5%	22,284人	94.8%	21,160人
	退職	0人	0人	－	0人	－	0人
	計	25,127人	23,498人	93.5%	22,284人	94.8%	21,160人

一人当たりの療養諸費 (保険者負担額)	330,197円	344,515円	104.3%	360,660円	104.7%	379,988円
------------------------	----------	----------	--------	----------	--------	----------

(3) 令和6年度 国民健康保険税の収納状況

各年 翌3月末現在

区 分	令和5年度調定分					令和6年度調定分						(参考) 令和5年度 決算
	調定額		収入済額		収納率 ①	調定額		収入済額		収納率 ②	収納率 前年比 ②-① (ポイント)	
	(円)	前年比	(円)	前年比		(円)	前年比	(円)	前年比			
国民健康保険税	2,936,424,756	93.4%	2,207,665,320	91.3%	75.2%	2,879,306,739	98.1%	2,208,606,948	100.0%	76.7%	1.5	82.0%
現年課税分	2,434,475,000	92.4%	2,105,778,971	91.2%	86.5%	2,392,154,600	98.3%	2,081,377,615	98.8%	87.0%	0.5	94.7%
滞繰課税分	501,949,756	98.7%	101,886,349	93.7%	20.2%	487,152,139	97.1%	127,229,333	124.9%	26.1%	5.9	20.2%

※収納率は、還付未済額を除いて計算